



カトリック中央協議会
CATHOLIC BISHOPS' CONFERENCE OF JAPAN

会 報

《2016年8月号（538号）》

目 次

報 告

・定例司教総会	1
・常任司教委員会	4
・教会行政法制委員会	5
・新福音化委員会	5
・カリタスジャパン	6
・正義と平和協議会	7
・中央協議会事務局（総務）	8
公文書	8

定例司教総会

■2016年度定例司教総会

日 時 2016年6月13日（月）14:00—6月16日（木）15:00

場 所 日本カトリック会館 マレラホール

出席者 会 員 15人
招請者 1人
来 賓 1人
オブザーバー 4人
総会事務局 7人

報 告

1. 2015 年度日韓青年交流会について

2015 年 2 月 20 日から 23 日まで韓国・全州教区で行われた第 21 回日韓青年交流会と、2016 年 2 月 18 日から 22 日に東京教区で行われた第 22 回日韓青年交流会について、青少年司牧部門の郡山司教から報告が行われた。なお、第 22 回をもって、日韓青年交流会は終了となった。

2. 教皇庁正義と平和評議会とパックスクリスティ共催の「非暴力と正義の平和会議」参加について

2016 年 4 月 11 日から 13 日までローマで開催された、教皇庁正義と平和評議会とパックスクリスティ共催の「非暴力と正義の平和会議」に参加した正義と平和協議会の勝谷司教から報告が行われた。

3. 大浦天主堂小バジリカの称号授与について

2016 年 4 月 26 日付で大浦天主堂に小バジリカの称号を授与することが教皇庁典礼秘跡省から通知されたことが長崎教区高見大司教から報告された。バジリカとは本来、「王の間」を意味する古代ギリシアの建築様式であり、教会堂にも適用されていった。また、18 世紀以来、教皇が特定の歴史的、芸術的、典礼・司牧的に重要な教会堂に与える称号ともなった。ローマの教会および教皇と特別なきずなを表す小バジリカは、2013 年 6 月の時点で全世界に 1,700、アジア全体には 53 ほどある。

4. 神のしもベユスト高山右近列福式準備の進捗状況について

日本カトリック司教協議会がかねてより申請していた「ユスト高山右近」の列福が 2016 年 1 月 21 日に承認されたことを受け、準備を行っている列福式の進捗状況について報告が行われた。

5. 熊本地震の被害状況と対応について

2016 年 4 月 14 日に起こった熊本地震の被害状況と対応状況が福岡教区の宮原司教から報告された。

審 議

1. 神のしもベユスト高山右近の記念日と名称について

教皇庁典礼秘跡省に提案するユスト高山右近の記念日は、列聖推進委員会の提案どおり、毎年 2 月 3 日とし、記念日の名称は、「福者ユスト高山右近殉教者」とすることを承認した。

2. 神のしもベユスト高山右近の列福式の式次第案承認について

本司教総会の諸意見に基づき修正したユスト高山右近の列福式式次第案を教皇庁列聖省に提出することを承認した。

3. 脱原発文書の出版承認について

①本司教総会の諸意見に基づいて修正した『今こそ原発の廃止を－日本のカトリック教会の問いかけ』の「序」の内容を承認した。

②本司教総会の諸意見に基づいて修正した『今こそ原発の廃止を－日本のカトリック教会の問いかけ』を日本カトリック司教協議会『今こそ原発の廃止を－日本のカトリック教会の問いかけ』編纂委員会からの発行文書として出版することを承認した。

4. 脱原発をよびかける 2 番目の司教団メッセージについて

社会司教委員会から提出された脱原発を呼びかける司教団メッセージ案については、本司教総会の諸意見を加味して修正し、2016 年 10 月 7 日の特別臨時司教総会において確定する。

5. 日本カトリック司教協議会各種委員会委員長・担当司教改選について

日本カトリック司教協議会の次期（2016 年度定例司教総会終了時－2019 年定例司教総会終了時）各種委員会委員長・担当司教等を以下のとおり確定した。

常設委員会・部門

教会行政法制委員会	委員長・宮原良治
財務委員会	委員長・梅村昌弘
終身助祭養成委員会	委員長・押川壽夫
典礼委員会	委員長・梅村昌弘
学校教育委員会	委員長・前田万葉

新福音化委員会	委員 長・諏訪榮治郎	担当司教・高見三明、岡田武夫
列聖推進委員会	委員 長・大塚喜直	
司教・修道者合同委員会	担当司教・高見三明、前田万葉、岡田武夫	
諸 宗 教 部 門	責任司教・岡田武夫	担当司教・宮原良治、郡山健次郎
エキュメニズム部門	責任司教・岡田武夫	担当司教・高見三明
中国教会関係担当部門	担当司教・菊地 功	
青少年司牧部門	責任司教・勝谷太治	担当司教・浜口末男
日韓司教交流会	担当司教・郡山健次郎(日本側窓口)、前田万葉、平賀徹夫	
社会司教委員会	委員 長・浜口末男	副委員長・勝谷太治(正義と平和協議会)
カリタスジャパン	責任司教・菊地 功	
正義と平和協議会	担当司教・勝谷太治	
難民移住移動者委員会	委員 長・松浦悟郎	
部落差別人権委員会	委員 長・平賀徹夫	

常任司教委員会関連

常任司教委員会

委員長・高見三明

委員・前田万葉、梅村昌弘、松浦悟郎、宮原良治、菊地 功、浜口末男

(2015 年度臨時司教総会で選出・任期は 2016 年度定例司教総会開始時－
2019 年定例司教総会開始時)

中央協議会事務局担当

大塚喜直

(2015 年度臨時司教総会で選出・任期は 2016 年度定例司教総会開始時－
2019 年定例司教総会開始時)

教団関連

「同宗連」(『同和問題』にとりくむ宗教教団連帯会議)

教団代表・高見三明

担当司教・平賀徹夫

「部キ連」(部落問題に取り組むキリスト教連帯会議)

教団代表・高見三明

担当司教・平賀徹夫

「外キ協」(外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会)

顧問・高見三明

共同代表・松浦悟郎

特別委員会関連 (以下の特別委員会は本司教総会にて改選はなし。任期は任務終了時まで)

用語検討特別委員会

委員長・高見三明

『いのちへのまなざし』改訂特別委員会

委員長・宮原良治

委員・高見三明、岡田武夫

座 長・幸田和生

その他

子どもと女性の権利擁護のためのデスク

責任司教・松浦悟郎

担当司教・平賀徹夫

HIV/AIDS デスク

担当司教・菊地 功

6. 日本の教会における祈願日名称の一部変更について

日本の教会における祈願日のうち、以下の祈願日の名称を 2016 年から変更することを承認した。

(現行) カトリック児童福祉の日→(改訂) 世界こども助け合いの日

*数年の間は旧名称も併記する。

(現行) 宣教地司祭育成の日→(改訂) 宣教地召命促進の日

7. 2015年度(宗)カトリック中央協議会収支決算書案について

2015年度(宗)カトリック中央協議会収支決算書案を、2015年度(宗)カトリック中央協議会収支決算書として承認した。

常任司教委員会

■6月定例常任司教委員会

日 時 2016年6月2日(木) 10:00-14:30

場 所 日本カトリック会館 会議室2

出席者 委 員 7人

事務局 7人

報 告

1. ユスト高山右近の列福式日程申請に関する教皇庁訪問について
5月常任司教委員会の決定事項に基づき、ユスト高山右近列福式の日程に関する交渉のために、教皇庁を訪問した列福式実行委員会委員長の前田大司教と列聖推進委員会秘書の平林師から報告が行われた。列福式の日程については近日中に教皇庁から正式通知が届く予定。
2. 米国国際正義と平和委員会からの礼状について
本年4月に常任司教委員会が発表した「今こそ武力によらない平和を一安全保障関連法の施行にあたって」の英語版を、昨年8月に来日した米国国際正義と平和委員会委員長のオスカー・カントゥ司教に送付したところ、礼状が届いた。それによると、同様に昨年8月に長崎を訪問した米国国務次官のゴッテメラ女史にも同文書を送付して、ホワイトハウスにも届けたとのことである。
3. 韓国司教協議会から熊本地震被災地への寄付について
韓国司教協議会より、5月17日付で熊本地震被災者のための援助金¥2,179,184が福岡教区に入金されたことが報告された。
4. 2017年祈祷の使徒「日本の教会の意向」提出について
5月の常任司教委員会の諸意見に基づいて修正した2017年祈祷の使徒「日本の教会の意向」を祈祷の使徒事務局に送付した報告が行われた。
5. カリタスジャパンからの被災地援助について
カリタスジャパン菊地 功司教から東日本大震災および熊本地震関連の援助状況についての報告が行われた。東日本大震災にあたっての、5月31日現在のカリタスジャパンへの募金は916百万円、国際カリタスからの募金が1,317百万円で計2,233百万円、援助金支出は、1,792百万円となった。熊本地震にあたっての5月31日現在の国内募金は、43百万円、海外からの募金が2百万円で計45百万円、援助金支出は、14百万円となった。
6. 中央協議会口座の東日本大震災復興義援金残高について
5月31日現在の中央協議会口座の東日本大震災関連・義援金残高報告が行われた。義援金総額は73,542,948円、支出合計は、61,977,409円、残高は11,565,539円となった。

審 議

1. 2016年度定例司教総会内容確定について
本年6月13日-17日に開催予定の定例司教総会で取り扱う事項について、内容確定を行った。(詳細は、「定例司教総会報告」参照)
2. 2016年度「司教の集い」の準備について
2016年度「司教の集い」の内容とプログラムおよび時間配分の最終案を承認した。

3. 聖ヨハネ 23 世教皇の記念日（10 月 11 日）のミサの集会祈願について
典礼委員会から提出された聖ヨハネ 23 世教皇の記念日のミサの集会祈願の日本語訳を承認し、カトリック中央協議会ウェブサイト「ミサ典礼書補遺」として掲載する。
4. 中央協議会発行出版物の企画承認について
出版審議会から提出された書籍を中央協議会から発行することと出版企画書を承認した。
書籍名 平和のための宗教者の使命 2015 シンポジウム記録
内 容 諸宗教部門主催のシンポジウム「平和のための宗教者の使命」2015 年開催分の記録
5. 2015 年度（宗）カトリック中央協議会収支決算書案について
財務委員会から提出された 2015 年度カトリック中央協議会収支決算書案を、2016 年度定例司教総会へ常任司教委員会から提出する正式な同収支決算書案とすることを承認した。

教会行政法制委員会

■2016 年度第 2 回会議

日 時 2016 年 6 月 1 日（水）12：30－16：00
場 所 日本カトリック会館 会議室 5
出席者 4 人
欠席者 1 人

審 議

1. 教皇フランシスコ自発教令“Mitis Iudex Dominus Iesus”とローマ控訴院・裁判所による手引書“Sussidio applicativo del Motu pr. Mitis Iudex Dominus Iesus”に関する各教区での活用について
2016 年 2 月に、自発教令“Mitis Iudex Dominus Iesus”を適用するための手引書“Sussidio applicativo del Motu pr. Mitis Iudex Dominus Iesus”がローマ控訴院・裁判所より発表された。今後の各教区での対応としては、管区裁判所を中心に、自発教令および手引書の使い方やその対応を各管区で検討してもらい、その上で、司教協議会として検討の必要なことがあればその都度、提言・提示してもらう。
2. 『カトリック新教会法典』日本語訳の見直しについて
『カトリック新教会法典』の日本語訳の見直し作業を行った。本会合では、日本語訳が確定していない用語について、当委員会として推薦する日本語訳および修正点を検討した。

次回日程 第 3 回会議 2016 年 8 月 31 日（水）12：00－16：00 日本カトリック会館

新福音化委員会

■2016 年度第 1 回会議

日 時 2016 年 6 月 1 日（水）17：00－19：00
場 所 日本カトリック会館 宿泊棟会議室
出席者 4 人

審 議

- 今後の新福音化委員会の活動について検討するチーム設置について
第 1 回福音宣教推進全国会議（NICE-1）開催から 30 年という節目である 2017 年に、全国会議のような

性格の会議ではなく、各教区から2名程度の信徒に参加してもらい、これからの福音宣教のあり方について分かち合うプログラムを開催することを申し合わせた。その準備に際し、次回会合から2名の協力を招聘し、具体的な検討を始める。

次回 2016年7月8日(金) 10:00-12:00 日本カトリック会館

カリタスジャパン

■第1回事務局会議

日時 2016年5月12日(木) 15:00-17:00

場所 日本カトリック会館 会議室3

出席者 7人

報告

カリタスジャパン各部会ならびに事務局より

審議

1. 今年度開催を予定していた「カリタスデー」については、いったん仕切り直し、9月以降の新体制の中で、来年度に向けテーマやねらいを再検討して、開催教区と合同で企画していく。
2. 国際カリタスが全世界のカリタス組織に導入を進めているマネジメントスタンダード(管理基準)について、自己評価をカリタスジャパンでも実施した。現在進めているカリタスジャパン規約の見直しについても、マネジメントスタンダードの内容を反映する必要性を確認した。

次回日程 2016年7月15日(金) 10:00-12:00 日本カトリック会館

■第2回援助審査会会議

日時 2016年6月20日(月) 13:00-15:45

場所 日本カトリック会館 会議室4

出席者 6人

審議

1. 一般援助審査 計15件(国内3、海外12)を審査、以下1件を承認、8件(国内3、海外5)を次回援助部会へ付託、6件を却下とした。
バチカン「国際カリタス事務局プログラム」20,000ユーロ
2. 国際カリタス緊急支援要請(Emergency Appeal/EA) 以下3件の支援を決定した。
 - (1) スーダン「ヌバ山地緊急支援フェーズ6(EA14/16)」20,000ユーロ
 - (2) シエラレオネ「エボラ出血熱復興支援(EA16/16)」10,000 USドル
 - (3) カンボジア「洪水緊急支援(EA17/16)」20,000 USドル

次回日程 2016年8月31日(水) 13:00-16:00 日本カトリック会館

正義と平和協議会

■事務局会議

日 時 2016年5月27日(金) 10:00-15:30
場 所 日本カトリック会館 会議室5
出席者 5人

報 告

1. パンフレット『すべての人のいのちと平和なくらしのために』と小冊子『東アジアの平和と福音的展望－濟州島から考える』の注文状況
2. JP通信、ロゴマークリニューアルについて
3. 9条世界宗教者会議(6月7日-9日、大阪市)への参加者変更(大倉一美師入院のため、事務局より昼間が参加)
4. 死刑廃止を求める部会、カトリック20条の会、平和のための脱核部会、ピース9の会などの活動報告

審 議

1. 定例委員会(4月27日)議事録案の確定について
2. 沖縄について啓発を進めるキャンペーンの名称を「沖縄を知り、祈り、行動するキャンペーン」とした。期間は2016年6月23日(沖縄慰霊の日)から2017年5月31日にした。各地の正義と平和、修道会担当者に広報する。
3. 仙台教区司祭月例集会でのプログラム提案について検討した。当協議会では「沖縄を知り、祈り、行動するキャンペーン」に連動して、沖縄の映画の上映、基地建設反対運動の当事者からの報告などのプログラムを提案する。

■平和を実現するキリスト者ネット

日 時 2016年5月12日(木) 16:00-19:00
場 所 富坂キリスト教センター 会議室(東京・文京区)

報 告

1. 会計、賛同状況
2. 集会・行動の報告
 - ・第148回「戦争する国」に反対し、脱原発を求める宗教者国会要請行動
日時 2016年4月12日(火)14:00-15:30 参議院議員会館101会議室
署名提出 257筆 総数110,811筆
 - ・第149回「戦争する国」に反対し、脱原発を求める宗教者国会要請行動
日時 2016年5月10日(火)14:00-15:30 衆議院第二議員会館第5会議室
署名提出 226筆 総数111,037筆

審 議

1. 第150回「戦争する国」に反対し、脱原発を求める宗教者の要請行動(6月15日)のための要請メンバーを検討した。
2. ニュースレターの内容について

中央協議会事務局

■総務

8月会議予定

31日(水)

カリタスジャパン援助審査会

日本カトリック会館

<会報 2016年8月号 公文書>

「日本における教会法施行細則」追加分

「日本における教会法施行細則」 追加分

1. 第276条第2項第3号 終身助祭のための「教会の祈り」義務に関する規定
2. 第772条第2項/第831条第2項 ラジオ、テレビでの教話に関する規定
3. 第1231条/第1232条第1項 国の巡礼所に関する規定
4. 第1421条第2項 信徒の裁判官採用の規定
5. 第522条(第538条第1項参照) 主任司祭の任命期間に関する規定

1. 終身助祭のための「教会の祈り」義務に関する規定

De obligatione qua diaconi permanentes ad 'Liturgiam Horarum' persolvendi tenentur

第276条第2項 聖職者はこの完全性に達することができるために、

第3号 司祭及び司祭職を目指す助祭は、認可された固有の典礼書に従って、毎日「教会の祈り」を唱える義務を有する。終身助祭は司教協議会が定めた範囲の義務を果たさなければならない。

Can. 276 § 2. Ut hanc perfectionem persequi valeant:

3° obligatione tenentur sacerdotes necnon diaconi ad presbyteratum aspirantes cotidie liturgiam horarum persolvendi secundum proprius et probatos liturgicos libros; diaconi autem permanentes eandem persolvant pro parte ab Episcoporum conferentia definita;

細則

終身助祭は、認可された固有の典礼書に従って、毎日「教会の祈り」の中の朝と晩の祈りを唱える義務を有する。

Diaconi permanentes cotidie Laudes matutinas et Vesperas, secundum proprios et probatos libros, orandi obligatione tenentur.

説明: 日本の終身助祭は、教会以外などに勤務している場合が多いため、朝晩の祈りのみとした。

Explicatio. Cum in Iaponia diaconi permanentes, praeter officium quo in Ecclesia funguntur, persaepe in aliis etiam occupationibus ad familiam suam sustentandam adlaborent, statutum est ut tantum ad Liturgiam Laudum et Vesperarum persolvendi obligatione teneantur.

2. ラジオ、テレビでの教話に関する規定

De allocutionibus via radiophonica vel televisifica ad doctrinam catholicam vel ad mores pertinentibus

第 772 条第 2 項 ラジオ、テレビジョンを通じてキリスト教的教理の話をするに当たっては、司教協議会が定めた規則を順守しなければならない。

Can. 772 §2. Ad sermonem de doctrina christiana faciendum via radiophonica aut televisifica, servantur praescripta ab Episcoporum conferentia statuta.

第 831 条第 2 項 聖職者及び修道会の会員が、カトリックの教え又は道徳に関する問題をラジオ又はテレビジョンを通じて取り扱うことが許される要件について規定を設けるのは、司教協議会の権限である。

Can. 831 § 2. Episcoporum conferentiae est normas statuere de requisitis ut clericis atque sodalibus institutorum religiosorum partem habere liceat in tractandis via radiophonica aut televisifica quaestionibus, quae ad doctrinam catholicam aut mores attineant.

細則

ラジオ、テレビジョンを通じてカトリックの教え又は道徳に関する問題を取り扱う者は、その者が所属する裁治権者、あるいは放送局の所在地の裁治権者の許可を必要とする。修道会と使徒的生活の会の会員は、それぞれの上長からも許可を得なければならない。

Qui via radiophonica vel televisifica quaestiones ad doctrinam catholicam vel ad mores attinentes pertractant, Ordinarii loci proprii vel Ordinarii loci emissionis radiophonicae seu televisificae licentia egent. Sodales Institutorum Religiosorum et Societatum Vitae Apostolicae etiam proprii Superioris Maioris licentia indigent.

3. 国の巡礼所に関する規定

De locis qui 'Sanctuaria nationalia' nuncupantur

第 1231 条 国の巡礼所と言われ得るためには、司教協議会の承認が与えられなければならない。国際的巡礼所と言われ得るためには、聖座の承認が必要である。

Can. 1231 Ut sanctuarium dici possit nationale, accedere debet approbatio Episcoporum conferentiae; ut dici possit internationale, requiritur approbatio Sanctae Sedis.

第 1232 条 第 1 項 教区の巡礼所に関する規則を承認する権限を有する者は、地区裁治権者である。国の巡礼所に関する規則を承認する権限を有する者は、司教協議会である。国際的巡礼所に関する規則を承認する権限を有する者は、聖座のみである。

Can. 1232 § 1. Ad approbanda statuta sanctuarii dioecesanii, competens est Ordinarius loci; ad statuta sanctuarii nationalis, Episcoporum conferentia; ad statuta sanctuarii internationalis, sola Sancta Sedes.

細則

1) 日本カトリック司教協議会の承認を必要とする国の巡礼所となるための要件は、教区の巡礼所として当該地区裁治権者の承認を得ていることである。国の巡礼所としての承認の申請者は当該地の裁治権者である。

1) Ut sanctuarium, accedente adprobatione Conferentiae Episcoporum Iaponiae, nationale nuncupari possit, requiritur ut prius ab Ordinario loci tamquam sanctuarium dioecesanum adprobatum fuerit. Eiusdem Ordinarii loci est petitionem facere ut sanctuarium dioecesanum tamquam nationale a Conferentia Episcoporum adprobetur.

2) 国の巡礼所の申請を行う裁治権者は、教区において承認されている巡礼所に関する規則を提出しなければならない。

2) Ordinarius loci qui petitionem facit ut sanctuarium aliquod tamquam nationale a Conferentia Episcoporum declaretur, normas secundum quas sanctuarium illud tamquam dioecesanum adprobaum fuerit, manifestare tenetur.

4. 信徒の裁判官採用の規定

De deputatione alicuius fidelis laici ad officium iudicis persolvendum

第 1421 条 第 2 項 司教協議会は、信徒をも裁判官に任命することを許すことができる。必要な場合は、そのうち 1 名を合議制裁判所の構成員とすることができる。

Can. 1421 § 2. Episcoporum conferentia permittit ut etiam laici iudices constituentur, e quibus, suadente necessitate, unus assumi potest ad collegium efformandum.

細則

教区司教は、信徒を裁判官に任命することができる。必要な場合は、合議制裁判所の構成員のひとりとするすることができる。

Episcopus dioecesanus fideles laicos iudices constituere potest, e quibus, necessitate suadente, unus assumi potest ad collegium efformandum.

5. 主任司祭の任命期間に関する規定

De parochia qui ad certum tempus tantum nominari potest

第 522 条 主任司祭は職務上恒常性を有しなければならない。したがって、期限を定めずに任命されなければならない。司教協議会が決定によって必要と認めた場合のみ、教区司教は一定の期間に限って主任司祭を任命することができる。

Can. 522 Parochus stabilitate gaudeat oportet ideoque ad tempus indefinitum nominetur; ad certum tempus tantum ab Episcopo dioecesano nominari potest, si id ab Episcoporum conferentia per decretum admissum fuerit.

第 538 条第 1 項参照 主任司祭は、法の規定に従って、教区司教が行う罷免又は転任、正当な理由によって主任司祭自身が提出しかつ有効となるために当該司教によって受理された辞任、及び第 522 条所定の局地法により一定の期限付で任命された場合、その期限満了によって解任される。

Cf. Can. 538 § 1. Parochus ab officio cessat amotione aut translatione ab Episcopo dioecesano ad normam iuris peracta, renuntiatione iusta de causa ab ipso parochia facta et, ut valeat, ab eodem Episcopo acceptata, necnon lapsu temporis si, iuxta iuris particularis de quo in can. 522 praescripta, ad tempus determinatum constitutus fuerit.

細則

教区司教が必要と認めた場合のみ、教区司教は一定の期間に限って主任司祭を任命することができる。所定の期間が満了したら、その司祭は同じ職務に再任されるか、もしくは他の職務に転任される可能性がある。

Si necessitas id suadeat, potest Episcopus dioecanus ad certum tempus tantum parochum nominare. Statuto tempore expleto, sacerdos iterum ad idem officium deputari potest, vel ad aliud transferri.

カトリック中央協議会 「会報」 2016年8月号 (通巻538号)

発行日 2016年7月20日

発行 宗教法人カトリック中央協議会 <http://www.cbcj.catholic.jp>

〒135-8585 東京都江東区潮見 2-10-10 電話 03-5632-4411 Fax 03-5632-4457